

事業者の皆さまへの協力要請

11月28日(土)～12月11日(金) (14日間)

対象施設

札幌市内

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

すすきの地区

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

- ・酒類提供を行うカラオケ店
- ・酒類提供を行う料理店等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

※南3条～南8条、西2丁目～西6丁目の区域
(狸小路は、狸小路1丁目～狸小路7丁目の狸小路に面する区域)

要請内容

休業

営業時間短縮

営業時間は
「午前5時～午後10時」

酒類提供時間短縮

酒類提供時間は
「午前5時～午後10時」

「新北海道スタイル」に基づく対策を徹底